平成２４年（フ）第４０４８号
大阪市住吉区帝塚山西２丁目１番20号　帝塚山ガーデンズ201号
債務者　水野　富子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　柾文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４号
沖縄県豊見城市字宜保194番地４　シャトードールＫ203号
債務者　眞栄田義次
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３３５号
沖縄県豊見城市字宜保194番地４　シャトードールＫ203号
債務者　眞栄田美信
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４号
奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝504番地の50
債務者　山本優佐子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第２３号
奈良県吉野郡下市町大字下市377番地の１
債務者　熊谷美喜子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第２４号
奈良県吉野郡下市町大字下市377番地の１
債務者　熊谷登志子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第５７号
岐阜県大垣市林町７丁目189番地３　ロイヤルホワイト202号室
債務者　橋爪　　史（旧姓兒玉）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
岐阜県大垣市本今５丁目45番地１　メイフェアノース102号
債務者　川野　敏樹
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
岐阜県大垣市中野町４丁目90番地３　アネックス濃飛Ａ101号
債務者　池村康治郎
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
島根県出雲市多伎町久村511番地９
債務者　松浦　　久
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第５４号
福岡県行橋市門樋町11番43号　ひまわり壱番館101号
債務者　谷口千恵美
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第３６６号
埼玉県草加市新善町242番地９、住民票上の住所埼玉県越谷市川柳町１丁目263番地　田村方
債務者　染谷　美幸
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
埼玉県秩父市近戸町12番25号
債務者　笠原　　心
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6465番地４
債務者　加藤　秋人
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
島根県出雲市武志町459番地１　パティオエステートＥ―203
債務者　川口　毅司
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後３時
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１５４８号
横浜市都筑区池辺町2134番地４
債務者　川津　裕美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５７６号
横浜市泉区緑園６丁目27番地11　グリーンガーデン谷津３－Ｂ
債務者　鈴木　雅利
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部